

新規上場銘柄概要

銘柄名	株式会社伊藤園第1種優先株式
-----	----------------

1. 上場有価証券（上場予定日 平成19年9月3日）

発行者	株式会社伊藤園
銘柄名	株式会社伊藤園第1種優先株式
コード	2593-5 (新証券コード (ISIN) JP3143000101)
証券の種類	優先株式
所属部	市場第一部
議決権	原則として有しない。(別紙参照)
配当金	1株につき、普通株式への1株あたり配当金額の125% (小数第1位切上げ) を支払う。ただし、普通株主に対して金銭配当を行わない時は、1株につき15円。(別紙参照)
残余財産の分配	別紙参照
取得条項	同上
上場株式数	26,745,402株 (※)
1単元の株式数	100株

(注) 上記優先株式に取得請求権はない。

2. 優先株式の無償割当ての要領

発行株式数	26,745,402株 (※)
割当を受ける者	8月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主 (同社を除く)
割当率	普通株式 (同社所有株式を除く) 1株につき優先株式0.3株
基準日	8月31日 (金)
効力発生日	9月3日 (月)
株券交付日	10月19日 (金)

3. 優先株式の株式事務の概要

事業年度の末日	4月30日
中間配当基準日	10月31日
株主名簿管理人	中央三井信託銀行 (株)
同事務取扱所	中央三井信託銀行 (株) 証券代行部
同取次所	中央三井信託銀行 (株) 全国各支店 日本証券代行 (株) 本店及び全国各支店

(※) 上場株式数及び発行株式数は、新株予約権の権利行使により変動する可能性がある。

(株式会社伊藤園第1種優先株式の内容に関する事項)

議決権	第1種優先株主は、全部の事項につき株主総会において議決権を行使することができない。但し、過去2年間において、法令及び定款に従って第1種優先配当又は第1種無配時優先配当を行う旨の決議が行われなかったときは、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の支払いが行われるまでの間は、この限りでない。
配当金	<p>① 同社は、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行うときは、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株式の株主（以下「第1種優先株主」という。）又は第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、当該配当に先立ち、第1種優先株式1株につき、当該配当において普通株式1株に対して交付する金銭の額に、125パーセントを乗じた額（小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。）の剰余金の配当（以下「第1種優先配当」という。）を行う。第1種優先配当の計算の結果、算出された金額が下記②に定める第1種無配時優先配当の金額に満たない場合、第1種優先配当の金額は第1種無配時優先配当の金額と同金額とする。</p> <p>② 同社は、毎事業年度の末日、毎年10月31日その他の取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当（配当財産が金銭の場合に限る。）を行わないときは、当該株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式1株につき、15円の剰余金の配当（以下「第1種無配時優先配当」という。）を行う。</p> <p>③ 第1種優先株式発行後、同社が、第1種優先株式の併合又は分割を行うときは、第1種無配時優先配当につき、併合の割合又は分割の割合に応じて必要な調整を行うものとする。なお、調整の結果生じる端数については、小数第一位まで算出し、小数第一位を切り上げる。</p> <p>調整後の第1種無配時優先配当の額は、株式の併合又は株式の分割の効力を生ずる日（以下「併合等効力発生日」という。）から適</p>

	<p>用する。但し、併合等効力発生日の前日までの日を基準日とする第1種無配時優先配当についてはこの限りではない。</p> <p>④ 第1種優先配当又は第1種無配時優先配当の全部又は一部が行われなかったときは、同社は、その不足額を累積し、上記①又は②に規定するときにおいて、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当又は第1種無配時優先配当に先立ち、累積した不足額の剰余金の配当（以下「第1種累積未払配当」という。）を行う。</p> <p>⑤ 同社は、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先配当、第1種無配時優先配当及び第1種累積未払配当以外の金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。</p>
<p>残余財産の 分配</p>	<p>① 同社の残余財産を分配するときは、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、普通株主又は登録株式質権者に先立って、上記(1)④に規定する不足額を支払う。</p> <p>② 同社は、上記①に規定する場合には、第1種優先株主又は第1種優先登録株式質権者に対して、上記①の規定による支払いのほか、普通株主又は普通登録株式質権者に対して交付する残余財産の価額に相当する金銭を支払う。</p>
<p>取得条項</p>	<p>① 同社は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該各号に定める日（取締役会が、それ以前の日を定めたときは、その日）の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、同社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき同社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。</p> <p>a 同社が消滅会社となる合併、完全子会社となる株式交換又は株式移転（同社の単独による株式移転を除く。）に係る議案が全ての当事会社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認された場合 当該合併、株式交換又は株式移転の効力発生日の前日</p> <p>b 同社の普通株式の株券を対象とする公開買付けが実施された結果、公開買付者の株券等所有割合（証券取引法第27条の2</p>

	<p>第8項に規定される意味を有する。以下同じ。)が50パーセント超となった場合 当該株券等所有割合が記載された公開買付報告書が提出された日から90日目の日</p> <p>② 同社は、株式会社東京証券取引所が、同社の第1種優先株式を上場廃止とする旨の発表をした場合には、取締役会が定める日の到来をもって、その日に残存する第1種優先株式の全部を取得し、同社はこれと引換えに、第1種優先株式1株につき同社の普通株式1株を第1種優先株主に交付する。</p>
--	---